

刑事訴訟法の一部を改正する法律案要綱

1 訴訟に関する書類の閲覧・謄写に関する規定の整備

刑事訴訟法第四十条第一項等の「訴訟に関する書類」に刑事確定訴訟記録法第二条第一項に規定する訴訟の記録（訴訟終結後のものに限る。）が含まれることを明確化する。（第四十条第一項関係）

2 再審請求審に要した費用の補償に関する規定の整備

再審開始の決定が確定した事件について、無罪の判決が確定したときは、国は、当該再審開始の決定に係る再審の請求をした者に対し、一定の範囲で、その再審の請求の手續に要した費用の補償をするものとする。（第百八十八条の二第二項、第百八十八条の六第一項関係）

3 再審の手續における裁判官の除斥に関する規定の整備

(1) 裁判官は、再審の請求があった事件について、原判決に係る被告事件についての刑の言渡しをする判決、刑の免除の判決若しくは無罪の判決、これらの判決に対する控訴を棄却する判決又は略式命令に関与したときは、職務の執行から除斥されるものとする。（第四百三十八条の二第一項関係）

(2) 裁判官が、再審開始の決定が確定した事件について、当該再審開始の決定に係る再審の請求についてのこれを棄却する決定若しくは再審開始の決定又はこれらの決定に対する即時抗告若しくは異議申立てを棄却する決定に関与したときも、(1)と同様とするものとする。（第四百三十八条の二第二項関係）

4 刑の執行停止及び死刑確定者の拘置の停止に関する規定の整備

再審の請求があった場合に検察官が刑の執行を停止することができる時期が再審の判決が確定するまでであることを明確化するとともに、検察官又は裁判所が死刑の執行を停止したときは拘置を停止することができるものとする。（第四百四十二条、第四百四十四条の二第四項、第四百四十八条第三項関係）

5 再審請求審における調査手續及び審判手續に関する規定の整備

(1) 再審の請求を受けた裁判所は、遅滞なく、その請求について調査しなければならないものとし、当該裁判所は、調査の結果に基づいて、再審

の請求を棄却する決定若しくは再審開始の決定又は審判開始の決定をしなければならぬものとする。(第四百四十四条の二第一項、第二項関係)

- (2) 再審の請求を受けた裁判所は、審判開始の決定をした後でなければ、事実の取調べをすることができないものとするとともに、再審請求者、弁護人又は検察官は、審判開始の決定をした裁判所に対し、事実の取調べを請求することができるものとする。(第四百四十五条第一項、第三項関係)
- (3) 審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結するまでに、再審の請求について、再審請求者、弁護人及び検察官の意見を聴かなければならぬものとする。(第四百四十五条の七第一項関係)
- (4) 審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結するには、審理を終結する日を定めなければならないものとする。(第四百四十五条の七第二項関係)
- (5) 審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結したときは、速やかに、再審の請求について決定をする日を定めなければならないものとする。(第四百四十五条の八第一項関係)
- (6) 審判開始の決定があった場合において、再審請求者が死亡したときは、他の再審請求権者は、再審の請求の手續を受け継ぐことができるものとする。(第四百四十五条の十第一項関係)

6 再審請求審における証拠の提出命令に関する規定の整備

- (1) 審判開始の決定をした裁判所は、一定の要件の下で、検察官に対し、再審の請求の理由に関連すると認められる証拠の提出を命じなければならないものとする。(第四百四十五条の二第一項関係)
- (2) 再審の請求の手續において謄写された検察官提出証拠の複製等の適正管理及び目的外使用の禁止に関する規定を整備する。(第四百四十五条の四～第四百四十五条の六関係)

7 再審開始の決定に対する検察官の不服申立てに関する規定の整備

- (1) 再審開始の決定等に対しては、当該決定等が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、即時抗告等を行うことができるものとする。(第四百五十条、第四百五十条の二第一項、第二項関係)
- (2) 政府は、再審開始の決定等があったときは、遅滞なく、その旨並びに検察官が当該決定等に対する即時抗告等をしたかどうか及び当該即時抗

告等をした場合におけるその理由を公表するものとする。(第四百五十条の二第三項関係)

8 再審の請求に係る決定に対する即時抗告等の提起期間に関する規定の整備
再審の請求に係る一定の決定に対する即時抗告等の提起期間は、十四日とするものとする。(第四百五十条の三関係)

9 その他
その他所要の規定の整備を行う。

10 附則

- (1) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(附則第一条関係)
- (2) この法律の施行状況等に関する検討規定を設ける。(附則第二条関係)
- (3) 近年における再審の手續に関する諸事情に鑑み、再審開始の決定等に対する不服申立てについては、事件が受理された日から一年以内にその係属する裁判所の決定がされるように努めなければならないものとする。(附則第五条関係)
- (4) 所要の経過措置等を定める。
- (5) その他関係法律について所要の改正を行う。